

工業所有権審議会

主管省及び庶務担当部局課 特許庁総務部秘書課、総務課
電話番号 (03)3581-1101 (代表)

ホームページ

<https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kogyo-shoyu/shingikai.html>

根拠法令 経済産業省組織令第144条第1項

設置年月日 昭和41年7月1日

所掌事務 特許法第85条第1項(同法、実用新案法及び意匠法第33条第7項の規定において準用する場合を含む。)及び弁理士法の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること

分科会等<分科会> 弁理士審査分科会

(所掌事務) 審議会の所掌事務のうち、弁理士法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること

<部会> 発明実施部会、試験部会、試験制度部会、特定侵害訴訟代理業務試験部会、特定侵害訴訟代理業務試験制度部会、懲戒部会

委員<定数> 30人以内(弁理士、学識経験者)

うち常勤 なし

<任期> 2年

<氏名> 井関 涼子(同志社大学教授)

- 岩井 良行（公益社団法人発明協会副会長）
神林 恵美子（弁護士）
- 設樂 隆一（弁護士）
辻 淳子（弁護士・弁理士）
- ◎時田 隆仁（富士通株式会社代表取締役社長）
三尾 美枝子（弁護士）
- 南 孝一（一般社団法人日本国際知的財産保護協会理事長）
- 川田 篤（弁護士・弁理士）
室谷 和彦（弁護士）
板井 典子（弁護士）
高部 眞規子（弁護士）
清水 節（弁護士・弁理士）
塩田 千恵子（弁護士）

諮問・答申事項等 なし